

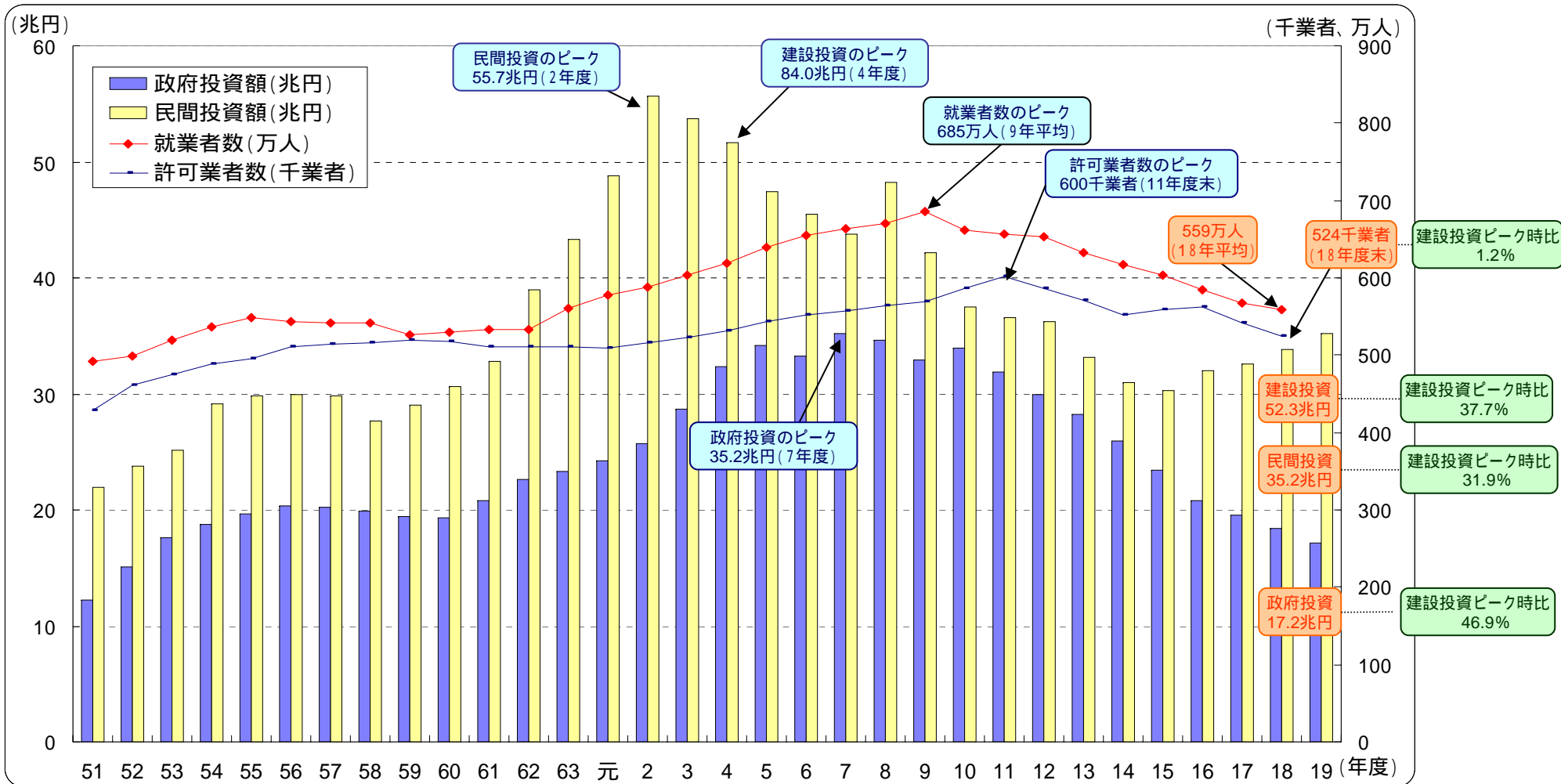
# 脱談合時代の入札改革 ~ 総合評価方式の導入 ~

平成20年4月

国土交通審議官 竹歳 誠

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

建設投資額: 19年度投資額(見通し)はピーク時(4年度)の約6割  
 建設業者数: ほぼ横ばい(4年度末:約53万業者 18年度末:約52万業者)  
 建設業就業者数: 18年は4年から約1割減の559万人(全就業者の約1割占める)



出所: 国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」  
 注1 投資額については平成16年度まで実績、17年度・18年度は見込み、19年度は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均

# 入札契約制度の改革について(提言)

平成19年9月21日  
中央建設業審議会

談合から脱却し、新たな競争の時代を迎え、建設生産システムについて、建設生産物のエンドユーザーに対し、対価に対して最も価値の高いサービス(バリュー・フォー・マネー(VFM))を提供するものへと再構築していくことが求められている。このような状況の下で、公共工事の発注者の果たすべき役割は大きく、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現する入札契約制度を導入していかなければならない。

当審議会では、平成17年11月にワーキンググループを設置し、一連の公共調達を巡る談合事件や極端な低価格による受注の増加に対応して、一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入・拡大、設計施工一括発注方式など工事の態様・規模に応じた多様な調達手段の活用等について、二度にわたる中間とりまとめを行ってきたところである。

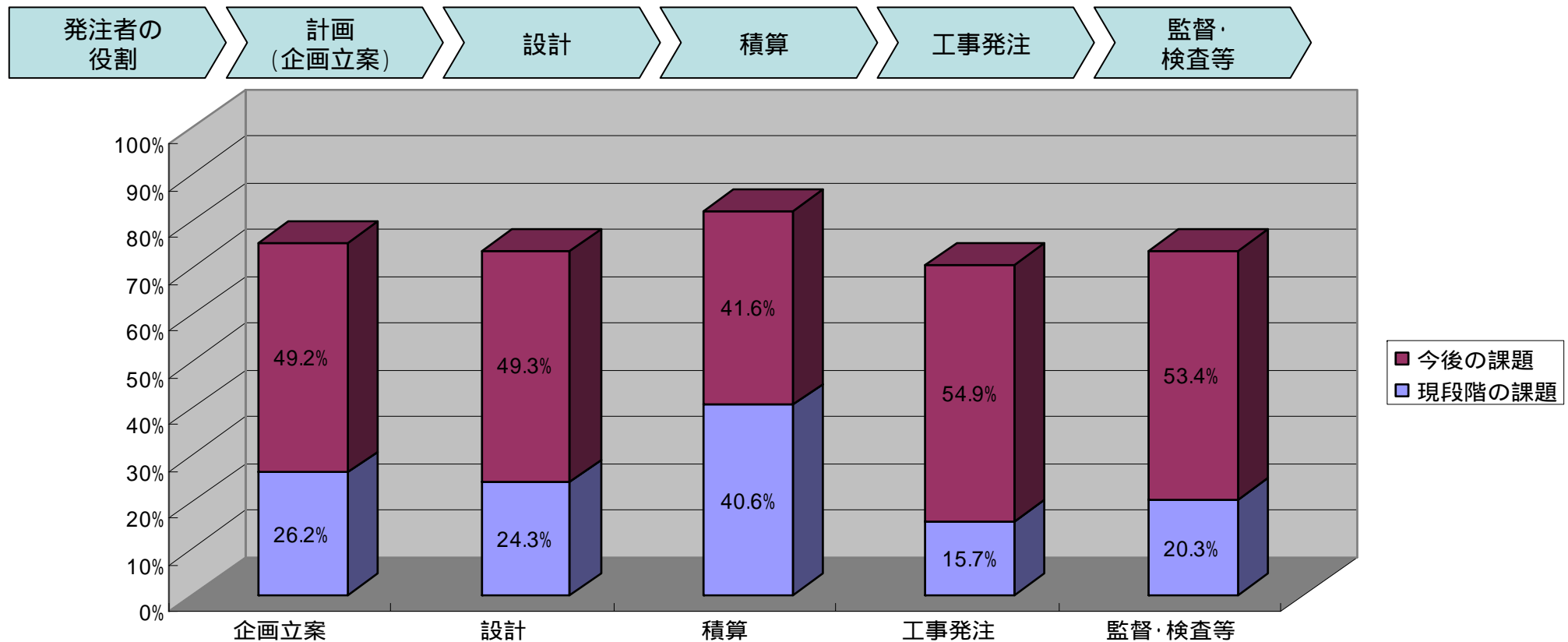
この間、公共調達の各発注者においても、入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではない。入札契約の競争性・透明性を高め、談合の廃絶等不正行為を排除することは必要なことであるが、入札契約制度改革の究極の目的は、エンドユーザーである国民、住民に対し、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することにある。

各発注者においては、公共調達に係る社会的要請と自らの責任を認識し、その役割を十全に果たすことが求められている。このため、価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとともに、工事の態様・規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手段を活用する必要がある。

また、国土交通省においては、関係機関と連携して、地方公共団体の入札契約制度の改革を促進するため、必要な措置を講じていく必要がある。

## 地方公共団体の発注者の体制等に係る課題認識

殆どの事業段階において、発注体制に係る現段階又は今後の課題となると認識されている。  
段階別では、積算業務について現時点で既に課題となっているとの回答が多かった。  
都道府県といった大規模団体と比較して、町村といった小規模団体は技術者数も少なく、より強い課題認識が示された。  
部門別では、団体規模ほど顕著ではないが、建築、土木、設備の順に強い課題認識が示された。



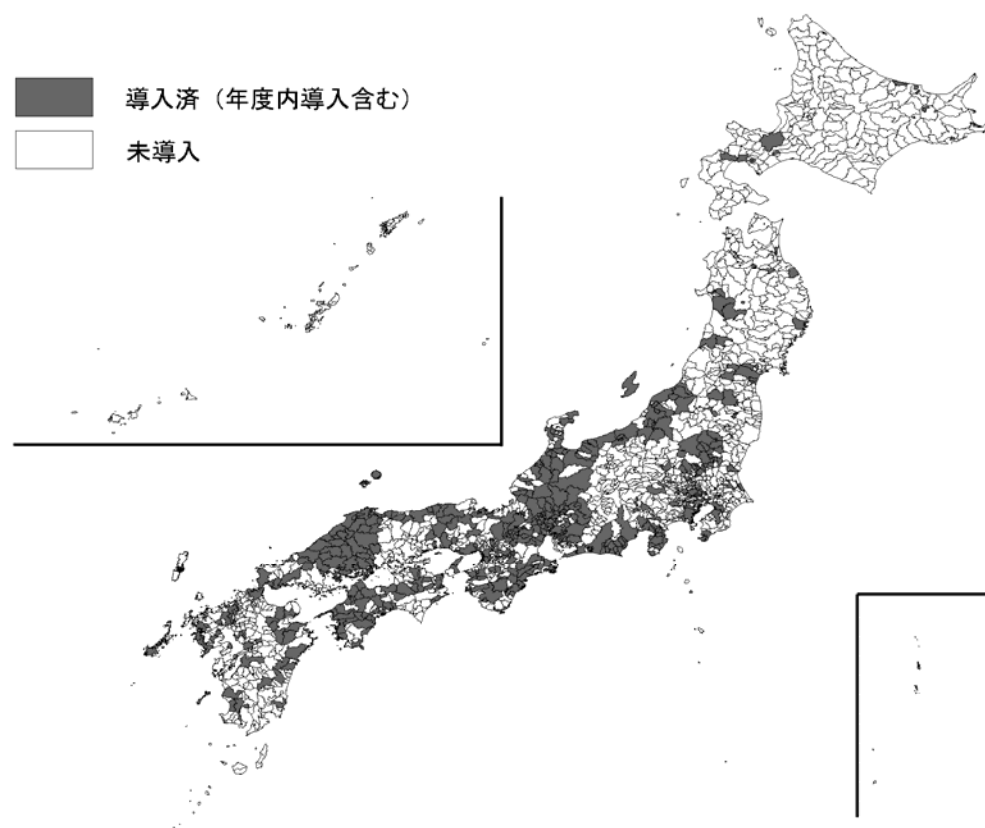
地方公共団体の発注体制・能力に係る実態調査(国土交通省)より

# 地方公共団体における総合評価方式の導入状況

都道府県、政令市においては、全ての団体で総合評価方式を導入済。

市区町村においては、導入率が平成18年度の2.0%から平成19年度に24.3%に増加しているが、一般競争入札の導入状況(53.6%)と比較すると不十分。

平成19年度において、78.7%の都道府県、88.2%の政令市、31.0%の市区町村において総合評価方式の導入目標を設定。



# 地方公共団体向け総合評価実施マニュアル(改訂版)の概要

## 総合評価方式の導入メリット

価格と品質が総合的に優れた調達が可能  
ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が可能  
建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献  
価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待  
総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大が進めやすくなる

## 特別簡易型総合評価マニュアルの策定(19年3月)

市区町村によっては、技術系職員の不足等により発注体制が不十分。  
↓  
総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する必要。  
↓  
このため、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用可能な「**市区町村向け簡易型(特別簡易型)**」の導入を推進。

市区町村向け簡易型(特別簡易型) → 施工計画を評価項目とせず、例えば以下の定量化された事項と入札価格により総合評価を実施

- 企業の施工能力(同種工事の施工実績、工事成績)
- 配置予定技術者の能力(同種工事の施工実績、保有資格等)
- 地域貢献(営業拠点の所在地、防災協定等に基づく活動)
- 手持ち工事量

等

## マニュアル改訂の背景(20年3月)

(現状)  
市区町村における一般競争入札の導入率(19年度54%)と比較すると、総合評価方式の導入率(18年度2% 19年度24%)は未だに不十分。  
市区町村における低入札価格調査の導入率も27%と不十分。  
(問題点)  
現行マニュアルの一般的な実施方法の提示だけでは、市区町村は具体的な導入の方法をイメージしにくい。  
総合評価方式との併用が認められているダンピング対策(低入札価格調査と失格基準の併用等)に対する理解が不十分  
総合評価方式の実施のための支援策等(学識経験者の意見聴取の手続簡素化・共同実施等)の一層の普及啓発が必要

## マニュアル改訂による総合評価方式の導入促進

**地域の実情に応じた特別簡易型総合評価の実施例の充実**  
評価項目、配点、技術点のウェイト、価格による失格基準の併用の実例を分かりやすく紹介することにより、市区町村によるこれらの事例を参考とした導入を促進。

**総合評価方式におけるダンピング対策の明確化による理解の促進**  
低入札価格調査と価格による失格基準の併用を促進。価格による失格基準の設定方法例も紹介。

**学識経験者の意見聴取の円滑な実施**  
地方自治法施行令改正による手続の簡素化を周知。  
学識経験者の共同意見聴取(都道府県の委員会の活用等)についても、実例を具体的に紹介することにより、その共同開催を促進。